

令和4年度第4回草津市隣保館等運営審議会 議事録

日 時 令和4年5月16日（月） 午後2時00分から4時00分
場 所 キラリエ草津 4階 402会議室
出席委員 我孫子委員、伊藤委員、井上委員、木村委員、崎山委員、佐山委員、
谷川委員、中西委員、丹羽委員、畑委員、藤内委員、水谷委員、森川委員、
安居委員、保田委員
欠席委員 内田委員、清水委員、中川委員、薬師寺委員
事務局 総合政策部（人権政策課）
木村部長、岸本総括副部長、山本副部長、小寺課長、木田係長、
石松主査
教育委員会事務局（児童生徒支援課）
増田部長、田中総括副部長、上原副部長、柴原課長、北村課長補佐、
湯浅係長、明田専門員
傍聴者 なし

1 開会

事務局 皆様こんにちは。ただいまから第4回草津市隣保館と運営審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には公私ともにご多用の中ご出席いただきありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、人権政策課の小寺でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日、委員の皆様19名のうち15名のご出席をいただいております。当審議会規則第五条第2項の規定で定める委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、当審議会が成立していることをご報告申し上げます。また、当審議会規則第六条第1項の定めにより、当審議会は公開となっており、傍聴希望者を市のホームページ等で募集をしております。現在のところ傍聴の方はいらっしゃいません。それでは、本日お手元に配付させていただいております資料のご確認をお願いしたいと思います。座席表が1枚と次回第5回の日程調整についての文書が一部、第4回隣保館等運営審議会、教育啓発のさらなる充実と書いております。カラー刷りの資料が一部、こちらは、事前にお送りさせていただいております資料の差し替えになっております。また、講座等の実施状況と書いております1枚ものカラー刷りのものです。こちらは議事の中での説明をさせていただきます。以上でございます。それではお手元の資料2の次第に基づき、会議のほうを進めて参りたいと思います。伊藤会長、進行の方どうぞよろしく願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは。本日の次第ということで、議事が二つ並んでいます。今回の審議の前半では、三つの議論のポイントのうち交流利用の活性化と相談事業の強化及び新たな展開について、こちらは以前から議論してきている内容ですが、前回の審議で皆様からいただいたご意見を議事録等で確認いた

だいて、さらなるご意見とご提案をいただきたいということがまず1点目です。審議の後半については、三つ目の議論のポイントである教育啓発のさらなる充実について意見を出していただくということです。その際に事務局から資料が配られています、学びの教室や自主活動について説明していただいて、皆さんからご意見やご質問をいただくということになっています。

2 議題等

(1) 3つの議論のポイント「(1) 交流・利用の活性化 (2) 相談事業の強化および新たな展開」に関して頂いた意見等の確認について

会 長 それでは第4回草津市隣保館等運営審議会における議論意見のポイントという資料が配られていますので、それに留意して審議していきたいと思えます。それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局より3つの議論のポイント「(1) 交流・利用の活性化 (2) 相談事業の強化および新たな展開」に関して頂いた意見等の確認について資料に基づき説明。以下、審議内容。

会 長 丁寧に議事録を作ってくださっていたので、大体うまくまとめてくださっているかなと思います。今回は学識経験者のお立場の内田先生と中川先生がいらっしゃいませんが、資料一番上のたくさん人が来ればいいことではなくて、人権の視点は欠かせないという意見が繰り返し出たことは、きちんと書いてくださっていると思います。今日は主にこのクエスチョンマークのところをみんなで具体的にどうしたらいいか知恵を出し合えたらなと思っています。順番に上からいきますが、ちょっと違う話だけどもみたいなことでも構いませんので、進めていきたいと思えます。まず一番上のクエスチョンマークの「人権という敷居の高さ」と「もっといろいろ利用してもらいたい」ということのバランスをどうするか。簡単に言うと利活用の促進をどうしたらいいのかについて、ご意見があれば出していただけたらと思えますがいかがでしょうか。どういうお立場からでも結構です。

委 員 人権という敷居の高さと利活用促進のバランスについて申し上げます。前回、お話を持ち帰りまして、この質問を投げかけさせていただきました。その中で意見が出たことをお伝えいたします。人権は私たちの先輩がつくってきた、多様で幅が広いものである。また、全国的にも人権センター等の総合窓口もあるが、信頼感がなく行動力に欠けていることから敷居が高いと思われる。部落差別を今も受けている私たちが人権を守るとともに支援がで

きるようにしている。それとバランスについてなんですけども、バランスは経験が重要としていることから、隣保館は何十年間、バランスを感じながら定着している。そして、啓発を重要であるという、二件の話を我々の担当部署で話をさせていただいて、この意見をまとめてきました。また、広辞苑で敷居が高いという意味を調べさせていただきました。これは「気軽に行きにくい」「不義理、不面目なところがあって、その人の家に行きたくない」というような意味合いがございます。また、相手に対して義理に欠ける行いをしてしまったら、申し訳ないことをしてしまったときに、顔向けができないというものであり、心境としては、「このような状況で相手の家を訪問するのは申し訳ない、とんでもない」ということ表現しているというのが広辞苑で書かれていましたことを報告いたします。

会長 前の意見の補足ということで、よろしいでしょうか。敷居が高いという表現についてはこういう意図だったんだということでお話いただきましたが、人権を踏まえた上で、その利活用をもっとして欲しいということについて、意見やこんなやり方もあるんじゃないかということがあるかと思います。講座等の実施状況ということで、各隣保館がどのような事業を行っているか挙げていただいている、人口や世帯数の多いところは予算も多いでしょうし、館によってやり方が違うというのはそれでいいと思いますが、例えば人権フェスティバルという形で、お互いの利用者が交流できるようにして、ますます利用してもらおうという工夫をされていると思いますが、他に何かございますか。

委員 施設利用の現状について、一言お話させていただきます。先日、常盤東総合センターに寄ったときに、簡単なバドミントン程度ができる軽運動室があるのですが、そこは子どもたちがたくさん利用していて、毎日のように学校終わったら、体育館に集まってきます。特に土曜日には、中学生の子どもたちがたくさん遊びに来て、大変うれしいことなんですけど、例えばドッジボールとかフットサルをやると、小学生以下の子どもが入っていけない。地域の中学生の子どもたちだとまだその地域の小さい子どもたちと一緒に遊んであげようとやってくれますが、学区外から来る中学生や高校生なんかは、恥ずかしいのか、気をまわしてくれないので、小さい子らは1キロ以上離れた小学校へ遊びに行っています。地域の子が遊べないのはちょっとおかしいなと思っています。今の門戸を広げることによって、実際その地域の小さい子どもたちも含めて、大人の講座も同じですが、利用しにくくなってしまうという課題があります。例えば、利用日を分けて利用するというのも考えられるのですが、これでは交流にならないですし、うちの施設ではそういった悩みを持っているということを知っていただきたいと思います。利用拡大をすればするほどそういったことが考えられます。教養講座でも、昔の公民館で、なかなか周りの人についていけないから、やめてしまうということから隣保館で教養講座をやってもらった過去の経緯があるのですが、それを交

流という目的から門戸を広げることによって、いろんな方がたくさん来てくれることはいいけども、それによって地域の人たちが、ついていけなくて、参加できなくなるという状況も生まれているということを知っていただきたいと思っています。これは難しいと思いますが、交流しないと地域のことをわかってもらえない部分をどうしたらいいのかということを利用拡大よりも考えていくべきではないのかなと感じたところです。また、先ほど会長さんが言ってくれましたように交流事業を人権センターがやっているんですけど、イベントにはたくさんの方が来てくれて、そこで人となりという部分を見てもらっている一方で、地域の方が使えなくなることもあるということを知っていただきたいと思っています。また、相談しやすい環境という部分で、隣保館の職員がすごい相談スキルがあるといった書き方がされていますが、職員も何年かしたら変わったりしますので、なかなかそういった相談スキルに長けている部分でもないので、ここに書いてもらったように、関係機関との連携という部分がまだまだできてないのかなと感じました。

委員 この利用拡大というポイントについては大事なことだと思います。その地域での活性化だけでなく、いろんなところを含めて交流してよりよい方向に行けばということで本当に大事だと思うのですが、例えば私たちの地域は田舎ですので、例えば、放課後や土曜日に子どもの学校が終わってから、常盤東総合センターに遊びに行くというのは聞く話ですが、地域の地元の子どもや近隣の町、またずっと離れた町からも来てくれてとてもうれしい、活性化しているという喜びの声もあるのですが、小学生の子どもが自転車で行くので、町の方だったら歩いて行ける距離にあるかなと思うのですが、常盤は田舎ですから自転車でいかないととても遠いし、通行の頻繁な道路を何回か横断しないと行けないので、交通事故のことをすごく心配されています。それと大人が利用したいときに、行きたくても家の人に送ってもらうか、自分で車で行けない人は、交通手段がないので、利用拡大したいけど行けないという面もあって、なかなか利用者が増えない面もあると思います。今ここで人権を中心に大切な話をするのですから、担当の人権政策課を中心にして、例えば利用拡大について言えば、そこに行ったり来たりする、安全な交通手段がなくて行きたくても行けないという現実がありますので、そういうことも含めてこの議論をしていかないと、拡大ばかり考えてもどうやって安全に行くんだということも問題があると思うので、例えば、まちづくり協働課や交通の関係のところも巻き込みながらこの審議会の話をもう少し、盛り上げて考えていくと、解決する部分あるのかなと感じています。

会長 私はこの地域に詳しいわけじゃないですが、場所の問題も含め、このステップ2のところの横にクエスチョンマークが三つ並んでいます、どちらもより活性化するためにこういうことも考えなきゃいけないんじゃないかっていうことを指摘していただいたのですが、アイデア的なものとして何かございませうか。今の状況も考えなきゃいけないのは十分わかっていますけど、

事務局の方で何かありますか。

事務局 例えば市の施設で、利用促進っていう観点かどうかははっきりわかりませんが、例えばまちづくりセンターですと、登録というような形の制度を作って、減免と組み合わせて、利用しやすくするという取り組みがされています。隣保館にそういうことができるかどうかっていうのはまた一つ。ご議論いただきたい部分ではございますが、市の事例としてはそういったことがございます。

会長 広く誰でも利用してくださいというやり方と登録団体という考え方があって、人権関連で頑張っている当事者団体や実際自分が困っているようなところとか、いろいろな団体がそれぞれ市民活動的にあると思います。このキラリエもすごく利用しやすい場所にあると思うんですが、お金が結構かかるのかなとか思ってて、やっぱり隣保館は人権の拠点になるんだということであれば、人権に関連する登録団体っていう形で登録していただいて、限りなく安く利用してもらおう形で、目的を持って月1回必ず利用するみたいな利用の仕方もあると思います。私の知っている地域多文化交流センターはそういう形で、人権に関わる登録団体は貸館にお金がかからず、それ以外に地域で使いたいという方に関しては、そんな高くないお金をいただくというあえて人権関連とそうではないお楽しみ関連の団体を差別化して、人権の団体登録制っていうことで、優先的にどんどん利用してもらおうっていうのも一つのやり方かと思えます。不登校の子どもや子育て支援団体、アルコール中毒の人など、それぞれのお立場の方の利用があると思います。

委員 この隣保館のあり方ですが、私は当初から差別をなくすための啓発拠点だという認識をしています。ですから人権啓発の拠点であるということは今までから市の方も訴えてもらっていますので、啓発の拠点であり、貸館施設ではないと。差別偏見を取り除くために、地域や人となりを知ってもらうために交流を行う。地域の人たちと交流することによって、そういった偏見を取り除いていただくということで、様々なイベントをしている。ただ、それが先ほどから出てきます人権は敷居が高いというのは、隣保館に対する偏見が取り除かれてないので、啓発がまだまだ弱いから敷居がとれていけないのではないかと思うんです。だから、ここだけ確認したいんですけど、貸館みたいな形で話が進められているみたいで、そこの話になるとカチンときてしまうんです。私の考え方が間違ったら、そう言っていただきたいんですけども、私は今までから隣保館というのは、人権啓発の啓発拠点であると認識をしていますので、そこだけ押さえておいていただきたいんです。

委員 先ほど、質問しようかと思ったんですが、なぜ学区外から来る子どもたちと、それから地域の子どもたちとの関係で、子どもたちは隣保館を使うよりも、小学校に行って遊ぶんだというお話をされたでしょ。これは非常に重要な問題でね。人権というのは、非常に抽象的な言葉だから、日常的に人間の尊厳とか差別されるとか、そういうものが侵されている、そこに光をどう当

てるかっていう。要するに隣保館というのは一般的な貸館の施設とは全く違うわけですよ。私が言いたいのは、なぜ子どもたちは隣保館を使うよりも、小学校に行って遊ぶということが起きるのか。それは先ほどの話からいくと、差別をなくすための啓発が足りない。そういう趣旨でおっしゃっているんですか。

委員 初めの子どもたちの問題については、子どもたちに人権意識を高めてもらうと一番いいですが、そこまでは求めてなくて、仲間づくりをしてもらえばいいのかなと思っているんですが、いかんせんその中学生は小さい子と遊ぶことを恥ずかしがったりしてしまうので、中学生は中学生で遊ぶ。そこは例えば、初めに小さい子が体育館で遊んでいると、そこへ一緒に入っていくのか、そのあたりも詳しく見ていないですが、小さい子どもたちは中学生が来たらまた違う遊びをするので、今度はそのうち小さい子らが抜けていってしまう。一緒に入っていくけないという形になっている。だからその部分是人権の視点とはちょっと違いますが。

委員 要するに高学年の中学生と小学生とが一緒に遊ぶのはなかなか難しいという話をしているということですね。私は、地区外の子どもたちとかね、子どもだけ限りませんよ。高齢者も含めて、これは地区外の人たちね、一つのことを一緒にやる。楽しいことも含めて、人権を学ぶ。そういうことを含めて差別はいけませんよとか、そういうことを一緒にやってお互いが触れ合うとお互いが顔の見える関係を作るとその中の積み重ねで、予断偏見というのをどうなくしていくのか、そのきっかけづくりが非常に重要だと思います。要するにきっかけです。そういうことをどうできるかということが私の一番の関心です。人権とは何かということ教えることは全く違って、顔の見える関係でやっぱりあの人差別したらいかんねと。痛みを感じましよう。そういうことが一番重要じゃないかなと思います。

会長 今までの3回の審議会の中で、利活用というのは別に貸館としてどんどん貸せということを行っているわけじゃないというのはここでは確認していると思うので、前の議事録を読んでもらったらわかりますが、それはそうですねと皆さんおっしゃっていて、ただどこに来てもらわないと交流が始まらないので、魅力的なイベントをすとか、アンケートをとってニーズを拾うとか、そういうことをどうしたらいいかということをお話するための会議だと皆さん理解していただいていると私は思っています。啓発っていうのは、わかっていない人に啓発をするんだけど、今の時代、一応みんな勉強が進んだので、昔みたいなどんでもないことを言う人がいても、そんななどでもないこと言ったらあかんってことはわかっていると思うんですね。問題は、より深い理解をするために、人間同士で触れ合って、やっぱり間違った考え方、口には出さなかったけど今まで思っていたなとだんだんと変わっていきうきっかけを作っていきたいというのが、この利活用だと私は思っています。

委員 わかります。登録団体とかいうふうな話が出てきたので、私はそこは違うんじゃないかなと思ったんです。言いましたように交流をしてもらうということです、講座にたくさんの方に来てもらうんですけども、講座が終わったらすっと帰ってしまうという中で交流ができてない。だから、今の登録団体になってくると、登録団体が利用されるだけで何も交流にならないんじゃないかなと思ったんで、そこはちょっと違うかなと思います。

会長 言い方が悪かったと思うんですけど、登録団体同士でまた、この館をどうやって利用するかっていうことを話し合う企画委員会みたいの持ってらって、登録団体同士が交流するっていう仕組みがあると、例えばその被差別部落の人たちが思っているいろんな苦しい状況あると思うのですが、そうではなく例えば不登校の子どもその親御さんが持っている苦しい状況で、そこら辺がやっぱり今の社会のこういうところに課題があるみたいな話が進むと人権の拠点的になると勝手に思っていて、そういう意味で私はただ利用するために、登録してもらって優先的に貸せということではなくて、人権の拠点ということであるならば部落問題中心なんだけども、それ以外の様々な人権の課題を抱えている人たちが交流して、それが一つ二つの団体と同和地区の人が交流すれば、周りの市民があそこは同和地区のための場所じゃないよねと。人権の場所だよねとだんだん認知が広がっていくことが今の社会に私は必要なんじゃないかと思っています。私の意見で申し訳ないんですけど、そう思っただけいたらと思います。ここで止まってしまうと次に行けないので、交流利活用のクエスチョンマークについては具体案は出なかったんですけど、原則的なことをもう1回今確認したということとともに、ステップ3のところの関係機関団体との連携を図るための手法のきっかけを探るということを出してくださっているんですが、私が今言ったようなことで、どのように思われますかってことです。豊中市で隣保館を活用している人と活用していない人とが、同和問題についての人権意識が違うかって言ったら、当たり前ですけどその地域に来て一緒になってイベントやっている人は、交流しているから同和問題ってその結婚差別なんて今もあるのはおかしいって思っている。要するに結婚差別について拒否的な人のパーセンテージが高いということを入権意識調査で書かせてもらっています。関係機関と団体の連携促進というのが今求められていて、まさにそれが啓発だと思っているので、まちづくりセンターとの連携も以前から出ていますが、他の様々な団体さんとの連携で、ご意見があったら出して欲しいんですけど。

委員 前回くさつお話研究会に入ってるから、お話だったらできるっていうことをお伝えしていたんですけど。例えば、お話の中にも人権を入れたお話もできますし、中学校なんかでは、ブックトークとして人権をテーマにした、「普通に生きるために」っていうブックトークをやったりしています。それとは別に、絵本セラピーの講座を受けまして、これはすごく利用できるなと思いました。今月受けたんですけど、ブックトークの場合は、例えば50分事業

に約 10 冊ぐらいの本をテーマに沿って紹介していくんですけど、絵本セラピーの場合は、1 冊の絵本について、必ず問いがあって、参加者が一言ずつ、答えるんですよ。それがなかなか面白いというか、いろいろ変化が起きるなど思ったのが、今回は「ピンチはチャンス」というテーマの絵本セラピーだったんですけど、例えば簡単な絵本で、にわとりさんがお引っ越ししてきてお隣に挨拶したいけど隣の人がいつもいないと。実は、にわとりさんは、朝早く起きて早く寝るんですけど、お隣はフクロウさんだったんで、いつもすれ違っていて、実はいるんだけど、挨拶もできなかったと。それがあるとき、ちょっとだけご挨拶できて、いつもすれ違っているんだったら、ご挨拶ができないしどうしようかって言って、おうちの間に伝言板っていうのを作ったんですよ。これからはこれでお話ができるわねみたいな。かわいらしい本だったんですけど、その問いが伝言板に何を書くかっていう問いだったんですよ。私の知り合いが 77 歳の方でご主人が 84 歳で、一人暮らしの 88 歳の姉さんが、豊橋の方で認知症になって、私の友達の方はお母さんが 90 歳過ぎで、目が見えなくて、2 人して介護に通っているっていう状況で、それがきっかけで夫婦仲が悪くなったっていうんですね。その友達が伝言板に私は主人に対して書きたいことがあるって言って、次の日にどうだったって言ったら、私たちはもう高齢者だし、いつ亡くなってもおかしくない。せめてこれから先は、仲良く暮らしたいんだってことを伝言板に書いて渡したって言うんですよ。すごいなと思ってこの絵本セラピー、ずっとギクシャクしていたのがこの絵本とこの問いがきっかけで、人生変えることもできるんだなと思いました。私も絵本の問いで「家族から学んだこと、別に家族でなくても、どなたからでもいいから昔学んで、記憶に残っていることは何ですか」と聞かれて、急に子どもの P T A で小学校の校長先生が挨拶した言葉の中の、私はいつも、自分は 4 で他人には 6 をするようにしているっていう言葉があったんですよ。私はそのときはあまり考えなかったんですけど、急にそれを思い出して、人間は欲深だから相手に 6、自分に 4 と思っても、結局はそれを半々ぐらいになっていて、だから相手に本当によくしてもらえたとされるには、相手に 7 自分が 3 ぐらいなんじゃないかなっていうふうに思ったのを思い出したりして、絵本セラピーってすごく面白いなと思って、私もこれをやれるようになりたいと思って、この 8 月と 9 月に西宮で 2 日ずつ講習を受けて、絵本セラピストになることになりました。これを私が取れば、ここでさせていただきます。これは子どもにも大人にもできるし、全参加者が必ず話すのでブックトークみたいに聞くだけではなくて、いいなと思っています。

会長 例えば関係団体との連携ということで、絵本セラピーをそれぞれの隣保館でやることもできるんじゃないかというご提案だと思います。確かにこれはそれぞれ全部知らないんですけどそれぞれの館で混住が進んでいる地域と昔ながらの住民がたくさん住んでいる地域に分かれていて混住が進んでい

る地域って、子育て世代が入ってきている可能性があります。ひとりぼっちで辛かったって、意見もありました。そういうふうな新たな新規住民として同和地区の中に入ってきた人も巻き込んでやっていくということも大事かなとは思いますが、別に市民全体への呼びかけじゃなくて、その同和地区と限定されている地域の中で、属地属人じゃなくて属地的に一緒に仲良くなるというのも大事かなと思います。そんなことで、ステップ3とかステップ4のところ、要するに手法とかきっかけを探るっていう形で、どんなやり方があるかなみたいなことを具体的に出していただきたいというのが今日のこの審議会に求められていることかと思いますが、他に連携している事例やこんなことがやれたらいいなみたいな意見についてどんどん言ってください。

委員 小さいお子さんを持っていらっしゃる方が地域と交流しにくいという話ですが、うちの娘が特急パンっていうのを教えています。特急パンっていうのは、要するにパンってすごく時間がかかるけど、割と短い時間でできるというので、子どもさんとお母さんと一緒にパンを作るのはとても楽しいと思います。おうちでできない場合は、ズームでもやったりして、この間なんかカタールの人に教えたって言って、カタールにいる日本人がカタールでおいしいパンが売っていないので、自分で作りたいと思って申し込んだということでした。そういうパンづくりとかも、隣保館にも調理室があるので、楽しいと思います。

会長 ありがとうございます。その隣保館が所在しているその地域がどういう今ニーズを持っているかっていうのが、私たちの手元にはないので、例えば子育てのニーズがすごくあるとか、高齢者がすごく多くなっていて、同和地区外の高齢者と違ってやっぱりかなり昔苦勞してきた高齢者の方が多いから、やっぱりこういう課題があるみたいなことがあるかと思うんですが、そういう課題にももちろん答えていかなきゃいけないんですけど、その課題も含めていろんな関係団体とやればいいんじゃないかということで一つのヒントとして絵本セラピーというやり方を勉強させていただきました。ほかの方でこんなこともあるよっていうなことが、ございましたら是非ともお願いします。

委員 質問なんですけれど、各会館の講座実施状況を見せていただいたら、すごくたくさん講座があって、それぞれに団体さんや先生が登録をされて、この教室使ってもらってるっていうことなんでしょうか。

事務局 ここに挙がっている講座は事業としてやっている講座が主に挙がっておりますので、実費等は発生するかもしれませんが登録や参加費は特に取られていないものが大半だという認識をしております。

委員 今そういった形の中で例えばこの西一会館は、他の教室同士の先生たちが全員で集まって、この会館どうしたいですねとかそういう話をする場はあるんでしょうか。

事務局 内部講師もいますが、主に外部の講師、それからボランティアっていう形になっていますので、今おっしゃっていただいているのが十分できているかどうか把握できてないのが正直なところでございます。

委員 もし見当違いなことを言ってしまったら申し訳ないんですが、こういう実際にも活動されてらっしゃっている方同士の連携、その上で、どういうふうに仲間を増やしていきたいかなど、どういう人とどういうふうにしたら自分たちも活動しやすいかとか、現場の人達の話す意見も大事なのかなと思います。

委員 常盤東総合センターでは、年度当初にこういった事業を何でやっているのかというのを、講師の先生方や参加申込みされた方に集まっていただいております。また、教室の先生方が一緒になって集って、隣保館をこうしていけたらというところまでの交流はできてませんで、人権フェスタや夏祭りなどに参加していただくような案内をさせてもらっています。そこでアンケートをもらったりはしていますが、交流をしたりということはしてないです。ほぼ教養教室が終わったら帰っていかれる先生がほとんどなので、なかなかそこまでお願いしてという部分はまだアクションをしてないんですが、その辺も参考になるのかなと思っています。ありがとうございます。

委員 講座の実施状況の資料を見ますと、例えば西一会館は環境学習とか人権落語が入っています。常盤東総合センターは歴史講座、人権フェスティバル。次に橋岡会館は福祉と人権講座。それから人権講座の動画配信。新田会館は人権福祉連続講座、サロンで人権福祉連続講座があります。本来の隣保館の趣旨に福祉がありますが、福祉は広い分野に及ぶので、人権問題があれば解決するために開かれた交流の場にしていかなければいけない。このことがきちんと位置付けられているのか。また、4館がお互いに特色や特性を持っていて、立地条件にも違いがあると思うんですけど、隣保館同士の連携をどのようにとっているのかお教えてください。

委員 私も隣保館に勤務しているわけではないので、そのあたりわからないですが、所長さんや会長さん同士は、月1回程度、情報交換はされておりますので、そういった話もされているのかなと思っています。また、相談内容についても、職業相談については4館も含めた湖南地域の組織が以前からありますので、そういった情報交換会、ケース会議なんかをされているのは聞いていますが、人権相談といった部分についての情報交換というのは、やっていないと思っています。

事務局 ありがとうございます。4館の連携につきましては随時におきましては今、委員おっしゃっていただいたところに委ねているところが大きいですが、適宜、隣保館運営調整会議という形で、館長、それからNPOの理事長をお呼びして市役所で情報交換会を開催させていただいています。

会長 隣保館に予算がついて、職員がいらっしゃいますが、何から何までできる

わけではないから、例えば相談事業に関しては、窓口であって、速やかにどこに伝えるかっていうことのノウハウをどう積み上げていくかってことですよね。各隣保館でバラバラにやらないでせつかく4隣保館があるんだから、連絡を取り合ってもっと進めるべきだというご意見でいいですか。隣保館等の相談能力の活用のところも含めて、今おっしゃったことはそれに近いかなと思って言ったんですけども。クエスチョンの一番下のところの相談のしやすさを向上させる取り組み、居場所づくりって書いてあるのは、本当にしんどい人って、相談しようと思って行かないんですよ。何となくいつもいるようなところで、実はねみたいな形でぼろっと言ったのをどう捨るかということがあって、大学なんかでも、あの子は発達障害があって厳しい状況でぼつんと1人で居るっていうような子が、発達障害とか臨床とかのところに行くかって言ったら本人自覚がないから行かないんですよ。だけど、保健管理センターとかたまり場的な大人がいるようなところでしゃべっていると、こういうところで相談したほうがいいんじゃないかと就職はこんなのがあるんじゃないかみたいに大人が接してあげることで雰囲気が変わって、よかったなという事例が幾つかあったんです。だからこの居場所づくりってすごく今の若者にとっては、住民にとっても大事なことかなと思っているんです。

委員 すいません。連携ということですが、人権センターで、年間通して人権セミナーというのを10講座から12講座やっておられると思うんですが、この隣保館との兼ね合いというのはあるんでしょうか。会場が隣保館になるときはありましたけど。

事務局 今の人権センターの事業につきましては、今おっしゃっていただいたように会場として使うことは、これまでもこれからもございます。ただその連携っていうのがどの程度のことなのかということもありますが、協働で何かというのは私が把握してる限りでは今もない状況です。

委員 前回の3回目のとき、私が申し上げた見守りのことをもっと詳しくお話させていただきます。具体的に独居老人の見守りと障害者の見守り等の2点でお話をさせていただきたいんですけども。実績として大体平均すれば、4月で独居老人の訪宅が約35件させていただきました。障がい者の方への見守りが9件、あと介護保険の相談等々なんですけども、そこで具体的にどのような内容の話が出たかということ、一番大事なことは、健康についての相談です。ただし、ヘルパーの方へは感謝はしているけども、信頼関係を築いているとまではいかないということも聞いております。それでやはり愚痴がかなり多く聞く。それと、夜が怖いというお話も聞いています。また、緊急時には緊急のボタンを必ず押すこととボタンの場所の確認をするようにしています。帰る時には手を合わされるという独居老人の方もおられるそうです。それと大事なものの等の整理をされているという現状もあるそうです。また、自分がどうなってもいいということをおっしゃられる方もいるという現状でした。最終的にはその方には子どもさんがおられるんですけども、そ

れに対しては救急時には来てくれないから不安だと。だから、今我々が訪問で7時から8時の間に三軒ほどを回っているのが現状です。障がいの人の見守りの中で、年々高齢になってきて心身等不安定であるということは聞いております。入院等の手続きは自分ではできませんから、一緒に手続きまではして、薬の管理等をしっかりと服用できるようにしているというのが現状です。療育手帳を持つ方で文字が読めず、また自分で書くこともできない、そのお手伝いをしておるといのは、この障がいの見回りの中で、話を聞いてきたということでございます。ただ、ほとんどの方がやはり不安で、ただ、我々が地域を回っているんですけども、民生委員とまた違います。民生委員は信用がありますが、ある方は民生委員制度をすごく勉強されていて、上から目線でこれをして当たり前やという感じで、民生委員の方に突っかかってしまうという話も聞きます。ただ、地域の方の訪宅の場合は、やはり信頼関係がかなりありますので、民生委員方とは違う本音を申されるというのは事実でございます。また、大きなごみの処分はどうしたらいいのか、電球が切れたから来てくれないかという相談、乾電池の交換、蛍光灯の交換ということもたびたびございます。先ほど出ておったんですが、居場所づくりという形で、この隣保館というのとはそもそも何やということは、我々自身やはり、隣保館というのとは普通の貸し館業務があって、それ以上に相談が主たるものやということは私らも理解をしています。それを隣保館に来ておられる方が実際、ただ来て帰るといのが現状でございました。ただそれではいけないということで隣保館という建物はなんやという意味合いの話をする、それと一つの繋がり結びつき、こういった差別問題があるんだということも、我々自身が常に寄り合いの際には必ず申し上げているのが現状でございます。以上です。

会 長 信頼関係があるからできることと、でもそうするとどうしてもその地域の中でだけの限定になってしまって、信頼関係をどうお互い作っていくかっていうところ辺の話だと思うんですけどね。難しい話ですが。あまり時間ないですけど、よろしくをお願いします。

委 員 失礼いたします。いろいろお話を聞きながら感じさせていただいたことは、なぜこの隣保館のあり方を検討しているのかという、段階的なものを感じます。やはり、特別施策、昔は同和問題の解決のためにできた隣保館という形で皆さん周知されていると思うんですけども、いろいろ勉強を重ねながら、先人の皆さん方のご努力下、開放運動も頑張ってもらわれて、今立派な隣保館が建設されて、これが一般施策化の中で、じゃあどう生かされていくかということの中で、隣保館のあり方を順次検討されてきたように思うんですが、今回、新たな開かれた隣保館ということで今話をされていると思うんですが、やはり差別はなくなってないし、同和問題という観点で、地域の方々が大変ご苦労なさっているということも、委員さんの話を聞かせてもらっているととても感じるんですが、この開かれた隣保館をどのように私たちがとらまえ

ていくかというところにあると思うんです。だから今、隣保館とまちづくりセンターとの主な違いを羅列していただきながら、やっぱりその隣保館の目的に立ち返りましたときに、同和問題を初めとするあらゆる人権問題がまだまだ解決されてない部分があるという課題だと思います。そして、その上で、皆に人権意識を高めてもらうために、開かれた隣保館で、一般の方々にもそういう意識を高めていってもらう。そういう手法とか手立てがないかということで、新たな取り組みを考えていかなきゃいけないと思うんですが、人権は敷居が高いという話がありましたが、私は人権と福祉は表裏一体だと思います。だから、人権とはどういうものなのかを考えたときに、やはりそれぞれ皆さんが息苦しさを感じたりとか、生きるために不便であったりとか、自分の人権が守られていないと感じることに対する支援というか、福祉はみんな幸せになるためにあると思うんです。その支援するだけじゃなくてその人が自立するために福祉支援はあると思いますので、そういう繋がりの中で、人権と福祉は表裏一体で、一緒に皆さんで高めていかなければいけないと思います。各館には本当にたくさん講座がありますが、これは何のためにやられるかっていうことを今お話しされたと思うんですが、それはやはり、その人権と福祉という観点から、仲間づくりじゃないかなと感じているんですが、みんな居場所があって、仲間がいて、自分を認めてもらう人がいて、そして生きる力をもらっているんじゃないかなと思います。だから、貸し館とか、登録団体だけとか、そういうところにこだわることがいけないんじゃないですが、この講座自体が、お互いの人権を守り合う仲間づくりなんだと考えて、私は今、これから世代を担っていく子どもたちは、本当に人権と福祉という観点の中で、みんなが幸せになるためにはどういった生き方や心の育みを持っていったらいいのかなってところを考えましたら、やっぱり相手を思いやる豊かな心を、育てていくことが大事だと思いますしそれは隣保館だけではないんですが、人権と福祉という観点を考えたら、隣保館が本当にそれを実践的にやれるそういう事業を取り組めたらいいなと思いますし、実際に学校でいじめとか差別とか、またいろんな問題があると思いますが、以前に子ども社会は大人の間社会の縮図だと聞きました。子どもたちは大人を見て育ってきているということ絶対に忘れないためにも、今の隣保館が、人権と福祉の豊かな心を育む拠点という観点で一つの大きなテーマを持って何に取り組むべきかを考えて、他の地域から来られない、開かれてない、地域の皆さんがこられても、反対に地域の方々がこれ来にくくなるか、そういうお話を聞かしていただきますが、ここに集まっている方々の心がいかに開かれているかって言うところに視点を置かないと、だからあそこへ行けば楽しいし、自分も楽しめるんじゃないかとか、そういった豊かな心を育む拠点づくりみたいな観点で進めていけたらいいなと思います。

会 長 訪宅の実践の中身をしゃべっていただいて、この訪宅事業を他のまちづくりセンターとか他の隣保館にも広めていくためには、むしろ宣伝していくべ

きことをやっておられるので、それを否定する話では全然ないと思うんです。逆におっしゃったように、確かにもし他の人が来たら、引いてしまう地域住民もいるんじゃないかという話もあるけど、そこでじゃあ何もしないのかって言ったら話は始まらないし、この講座を通して仲間づくりとか人間関係づくりとか、それが部落解放運動だと私は思うんだけど、人と人との関係を作り直していく、差別、被差別という関係ではなくて、ともにその問題を解決する仲間になるにはどうするかということを確認していきたいと思います。このことについては一応かなり意見が出たということで締めくくらせてもらいます。

(2) 3つの議論のポイント「(3) 教育・啓発のさらなる充実」に関する意見等について

会 長 今日はこの三つ目の議論のポイントの教育啓発のさらなる充実に関する意見等についての話合いということになっています。ここでは教育についての議論ということになるんですが、一番二番に関係することがまた出てくると思いますが、まずは、教育啓発関係は教育委員会が中心になっていると思いますが、そのことについてまずは説明していただいて、また質疑応答ということにしたいと思います。この議論は初めての議論なので、次の回につなげていくということで、とりあえずお勉強を中心に、これから委員会の方から資料を使って話していただきますよろしくをお願いします。

事務局より3つの議論のポイント「(3) 教育・啓発のさらなる充実」に関する意見等について資料に基づき説明。以下、審議内容。

会 長 いろいろ説明してもらいまして初めて知ったことも多いかと思うんですが、私が事務局から聞いた限りではですね、二つやってきていて自主活動学級っていうのと、学力補充っていうのをやっていて、学力補充の方は一応、草津市学びの教室とって全市的な取り組みに移行してきているという経過があって、関係機関との連携や啓発事業は今まで話してきたことと重複する部分が多いと思うので、この後、一番話していただきたいことは、20ページから始まっている自主活動学級の中のもう一つ大きな柱の仲間づくり活動ということについて焦点を当ててこの会議では考えて欲しいというのが、事務局側のご意向と聞いています。私も流れとしてはそうかなと思っているんですが、とりあえず今日はいろいろな資料が出ましたので、わからないことについて質問するということで、仲間づくり活動について質問して欲しいということだと思っていますが、いかがでしょうか。もう議論というよりは今日はもう質問で終わってしまう可能性が時間的には大きいですが、お願

いします。

委員 橋岡町の自主活動学級について二点だけ申し上げます。一番大事なことは人権を大切に、あらゆる差別に気づきなくしていける本当の仲間と一緒に活動する場所を作って欲しいという地域の熱い思いがございまして。それと二点目がこれからの子どもたちに同じ思いはさせたくない。差別にぶち当たったときに負けず、乗り越えたくましく生き抜いて欲しい。そのためには、教育が一番の近道であるという願いのもと、地域の方や保護者の方が集まって学習会を開いているのが現状でございます。

会長 23ページに、なぜ仲間づくり活動の充実が必要なのかというところで、児童生徒の課題の中退率が出してあるんですが、これ違うんじゃないかと私は思っていて、もちろん高校中退の問題を解決しなきゃいけないというのはあると思うんですが、もともとは、草津市の児童等自主活動事業実施要綱で教育委員会は部落解放のための意欲及び実践力を養うための自主的な仲間づくり活動として自主活動事業の指導を行うものとするって書いてあって、これが何年に出されたものなのか後で教えて欲しいんですが、これをもとにしていただけど、以前の会議で、前回の答申に照らし合わせて、学力補充的なことをやってきたそっちはもう全市的に広げて、仲間づくりの方は教育集会所を中心にやっているという理解なので、23ページの高校中退の話と仲間づくり活動ってどういう関連かと思ったんですが。別に今答えなくていいですが、他に今日の資料の関係で、質問があったら、出していただけたらと思います。

委員 この中退率のお話もそうなんですけども、学習をする環境についてはどうなんでしょう。昨今問題になっています勉強しているべき子どもが家の人の介護をしているという問題が今出てきていますけども、この中退率の中で、そういう環境に置かれている人のパーセントっていうのはどうなんでしょうか。私たちが思っているよりも高いのか、勉強するには勉強するだけの環境っていうのも大事だと思いますので、そこのところまた、教えていただきたいと思います。

会長 今のことについて答えられる範囲は、答えて欲しいんですが簡単に言うとなぜ中退率が高いのかです。事務局として今すぐ簡単には答えられないのであれば宿題にしてもらってもいいんですが。

事務局 中退率と自主活動学級の仲間づくりを直結させるのはいかなものかなと思ったりもしますが、苦しいことに耐えろとか、自尊感情を高めるという部分が、中退をしていく一つの要因になっているのではないかと考えています。ですから仲間づくり活動を活発にすると中退率が下がっていくのかと言われると、それはわかりません。それから、会長がおっしゃった自主活はいつからだということですが、昭和60年に実施要綱が出されています。それから、ヤングケアラーのような学習環境についてはどうなのかというご質問がございましたが、市内の4地域のお子さんの学習環境や家庭環

境が、今よく言われているヤングケアラーに値するかどうかというデータはありませんのでお答えできません。申し訳ありません。

会 長 　　ということで、ヤングケアラーが爆発的に多くって中退率が高いっていうことではなさそうだけど、頑張る力みたいなものを作らせなきゃいけないんじゃないかっていうことが仲間づくりに結びついているっていうことですね。

委 員 　　質問なんですけれど、この地域の支援員という方のお立場は、どのようなものですか。市で雇われるのか、完全にボランティアなのか。

事務局 　　隣保館を運営されているNPOに雇われている方です。

会 長 　　有償ボランティアかそれともアルバイトとして雇っている方なのかどちらでしょうか。

委 員 　　有償ボランティアです。

委 員 　　この草津市立教育集会所設置条例は1974年3月31日からずっと議論している隣保館に関連する隣保館条例は、その前年から設置されていますよね。教育集会所設置条例の一番重要な趣旨目的のところなんだけど、基本的人権の尊重の精神にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境などの安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の教育文化の向上というのが入っていて、教育文化の向上及び社会福祉の増進に寄与と。このために、教育集会所を設置するとなっている。当然これは国の隣保館設置要綱、その要綱の中の隣保館の活動の一つであると。要するに隣保館事業の位置付けで、この教育集会所というのは設置されたわけですよ。

事務局 　　今おっしゃった通りでございます。

委 員 　　学力向上については、隣保館事業としてではなくて、先ほど言ったように別枠でやりましょうと。しかし今からは、仲間づくりというものを中心に、教育集会所の隣保館事業の一つとして、行っていこうとこういう理解でよろしいですね。

委 員 　　以前出ていたかもしれないですが、各地域の混住率を教えてくださいと思います。

事務局 　　同和対策が終わりまして、同和地区という線引きが法律上なくなりましたことから、当市の方でそういった人数は把握していないというふうに承知しております。

会 長 　　だから簡単に言うと混住率は出ない。それとでも実は矛盾してしまっていて、先ほどのこれだけの子どもたちがこうして同和地区の子どもたちがこうでといった資料と矛盾しますよね。そこが難しいところなんです。だからやはり課題があって、歴史的な経過の中で、家庭の教育力の課題とか、或いは地域の教育力の課題があって、なかなか学力補充ができなかった。それを全市的に広げた。けどやはりまだまだ高校中退っていう問題があるんだという、その一方の課題と、その地域のことをしっかり考えて欲しいと。言ってしまうと結婚差別を受けるかもしれない。それでしょぼんとなってね、死

んでしまうと大変なことですよ。やはり仲間で支えたいっていうのもあってという苦しい教育場面だと私は理解しています。

委員 一般施策化されて改善されてきた部分がある中で、教育においては、特措法における対象地域に課題が残っているの、部落解放に対して皆さんが関心高くお持ちなのかっていうところは、関連してくるように思うんです。だから、それぞれの隣保館の特性っていうのも繋がってくるかと思うんですが、そういう意味では、混住率は高くなっていると思います。

会長 質問ですが自主活動学級に参加している人たちというのは、属地属人なのか、属地なのかどちらですか。

委員 属地です。

会長 小学校区全体にこういう自主活動学級がありますよ、橋岡会館でこういうことやっていますよみたいな形で来てもらっているんだから、そこには、昔からずっとそこに住んでおられるところの子どもさんもいるし、新規住民で、そういうことを勉強しようと思ってきた住民の子どももいると、仲間づくりとして、そういう感じですね。属地でやっているという。

委員 この自主活動学級の目的の中で、第1条に、教育委員会は旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域の児童及び生徒と書かれています。だから、一応その対象地域というおおよその線かと思うんですけども、その子どもたちを対象ということですね。

事務局 そうです。

委員 だからそういう意味で、少し時代とともに、混住率が高くなっていて、お互いの子どもたちの中でどういう状態で、みんなで仲間づくりやら、お互いを思いやる心を育てているのかなというのは気になりました。

会長 どのような質問でも構いませんので、だんだん皆さんの理解が深まればと思いますので、あと一つ二つ質問として出してもらって、今日はもうこれで閉じていこうと思います。

委員 質問じゃないですが、この23ページの4地域の中退率が高いという部分については、身内の話なんですけど、中学の時は、人権学習や部落問題学習を中学校で習うときに学校に行くことを嫌がる。学習をするとその学校の中でもそういう差別用語がどんどん飛び交っているというのが辛いから、学校に行かないようになってしまうんです。けれども中学生の時はまだ、何人か友達がいたから我慢して一緒に行けた。ところが高校になるともう1人になってしまって、高校でもそういった差別用語がボンボン会話で出てると、そういうところにいたくないという感情があり、それで何回も学校辞めたいと言ってきて、何とか3年間行ってもらったんですが、そういう状況からいくと、高校生になるとそこに何人か友達がいたら相談もできたのかもわかりませんし、小学校や中学校のときの仲間づくりがしっかりとできてなかったのかなと考えると、一つの要因ともなるのかなと私は思ったんで意見させてもらいました。

会 長 大海に出たらいじめられるということですね。狭いところでずっと暮らしていたけど、部落差別用語が飛び交っていたたまれないということもある。それだけではないかもしれないけどね。一つの要因としてある。

委 員 11 ページの実施要綱は、1982 年の特措法を引用しています。2002 年に特別対応と特別措置というのはないと。それから一般施策として、差別を初めとした人権をどこに持っていくのかという流れになるわけですよ。隣保館もそういう趣旨で要綱が変わったわけですよ。この通り 2016 年には部落差別解消推進法と障害者、ヘイトスピーチもそうなんですけど、そういう新しい法律ができるわけです。その歴史的な構造的な差別が現にあるわけですよ。子どもたちをそういう差別に対して自分が人権が侵害されるとそれに打ち勝つそんな子どもたちを作るという意味で、非常に重要なんですよ、仲間づくりって。その整理ができていいのかと。今の歴史的な経過と、新しく 2002 年以降の自主事業、実施要綱のこの視点ですよ。そのところがよくわからない。私から言うとね、同じように繋がっているのか。新しい視点でこれを考えるのか、この自主活動のどこだけ言っているんですよ。今答えなくても結構なんですけど、私は説明を聞いていても、そこがまだ整理できてないんですよ。それだけ質問だけです。

会 長 4 時 10 何分になってしまったので宿題にしましょうか。皆さんお手元にあるように、1982 年の地域改善対策特別措置法に、基づいて児童等自主活動事業実施要綱ができて動き始めて、2002 年にこの法律は終わっているはずで、そこでどういう整理をしたか。何の整理もしないで、ずるずるときて今日まで至っているのか、それとも途中で考え直してきたのかってということ、新しく部落差別解消法ができたということを踏まえて、部落解放の主体の育成についてどう思っておられるのかを整理して欲しいという大きな宿題。具体的に行政的にどう動いてきたかっていうことを教えて欲しいということだと思います。他にありますか。そうしましたら皆さんもお疲れだと思いますし、今日は教育委員会の方が作ってくれた資料をもとにして、質問を出していただきましたので、継続審議ということで、次の第 5 回の隣保館等運営審議会です話したいと思っております。前半の (1) (2) の方の隣保館の方については、結構いろんな意見も出されたのでまたそれをまとめてもらって、まだクエスチョンが残っているのであれば残してもらって、どっちかっていうと次の回は教育啓発の方の (3) について、議論をしていきたいと思っています。そうしましたら次は内田先生と中川先生にもぜひ参加いただいて、他の地域がどのように取り組んでおられるかをお教えいただいて、議論を進めていきたいと思っています。長時間お疲れ様でした。

事務局 ありがとうございます。事務局から 1 点ご案内ですけれども、次回の第 5 回の審議会の日程調整の文書を本日配布させていただきます。6 月 29 日の午前か午後のどちらかで予定しております。皆様のご都合の良い日のところを丸つけていただいて、時間が短くて申しわけないんですが、5 月 23

日までに報告いただければと思いますのでまたよろしく申し上げます。
会 長　　そしたらこれで第 4 回の審議会を終わらせていただきます皆様ご苦労さ
までした。